

農業機械レンタル・共同利用補助事業実施要綱

(事業の目的)

第1条 神戸市は、農家の高齢化に歯止めをかけ、耕作放棄地の発生を防止するため、農業生産の主力となる農業者に加え、小規模な農地で現在の仕事を続けながら農業に取り組む者を神戸ネクストファーマー（以下「ネクストファーマー」という。）として育成する「神戸ネクストファーマー制度」を創設した。

ネクストファーマーは小規模な農地を週末中心に耕作することから、農業機械を購入することが難しい。そこでネクストファーマーが農業機械をレンタル、リースおよび共同購入する際にその経費の一部を補助し、初期投資を抑えることにより、ネクストファーマーの早期の経営安定化を図ることを目的としている。

農業機械レンタル・共同利用補助事業実施要綱において、本事業の実施にあたり必要な事項を定めるものとする。（以下「本要綱」という。）

(事業内容)

第2条 事業対象者は次に掲げる事業メニューからいずれか1つを選択し、実施する。

(1) 農業機械レンタル補助タイプ

個人が農業機械を短期間リースまたはレンタルする際の経費の一部を補助する。

(2) 農業機械共同利用補助タイプ

グループ内で共同利用する目的で農業機械を長期間リースまたは購入する際の経費の一部を補助する。

(事業対象者)

第3条 事業対象者は応募申請時に下記の要件を満たすものとする。

(1) 農業機械レンタル補助タイプ

ネクストファーマーまたはネクストファーマー資格者で借受農地が決まっている者

(2) 農業機械共同利用補助タイプ

ネクストファーマーまたはネクストファーマー資格者で借受農地が決まっている者が3名以上集まったグループ

(事業対象機械)

第4条 耕運機や管理機、トラクター等の農業機械を対象とし、刈払い機等小型かつ農業以外の汎用性の高い機械は対象外とする。

(事業対象経費)

第5条 事業を実施する場合の補助対象経費は、それぞれ次の通りとする。

(1) 農業機械レンタル補助タイプ

レンタル事業者等より短期間リースまたはレンタルする農業機械本体および付属機械のリース・レンタル代金を補助の対象とし、搬送費や洗浄費、燃料費、補償費等は対象外とする。

(2) 農業機械共同利用補助タイプ

販売事業者等より長期間リースまたは購入する農業機械本体および付属機械の代金を補助の対象とする。なお、購入する農業機械等については中古品も含むことができるものとするが、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に基づく耐用年数が原則2年以上のものを対象とする。

(補助率及び補助金の額)

第6条 事業を実施する場合の補助率及び補助金の額は、予算の範囲内において、同一年度でそれぞれ次の通りとする。

(1) 農業機械レンタル補助タイプ

ア. 対象経費の50%以内で、1人当たり上限15万円とする。

イ. 千円未満の端数は切り捨てるものとする。

(2) 農業機械共同利用補助タイプ

ア. 対象経費の50%以内で、1グループ当たり上限50万円とする。

イ. 千円未満の端数は切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 事業対象者は、事業着手までに次に掲げる書類を一般財団法人神戸農政公社（以下、「農政公社」という）に提出するものとする。

(1) 補助金交付申請書（様式第1号）

(2) 事業実施計画書、事業費内訳表（様式第2号）

農業機械共同利用補助タイプの場合は原則として3者以上の見積を添付すること

(3) 免許証や保険証の写し等本人確認や代表者確認のできるもの（マイナンバーの記載があるものを除く）

(4) 事業対象者であることが確認できる書類（神戸ネクストファーマー名簿登録通知書の写しや借受農地が確認できる書類）

(5) その他農政公社が求める書類

(交付の決定)

第8条 農政公社は、前条の申請があったときはこれを審査し、当該事業実施計画が適当と認められる場合はこれを承認し、補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通

知するものとする。

2 農政公社は、補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、補助金不交付決定通知書（様式第4号）をもって申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更等）

第9条 交付対象者等は、事業の内容、事業計画または経費の配分等を変更しようとするときは補助金等変更申請書(様式第5号)を、事業を中止しようとするときは補助事業等中止承認申請書(様式第6号)を、農政公社に提出しなければならない。

2 農政公社は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認められたときは、その旨を補助金交付決定変更通知書(様式第7号)又は補助事業中止承認通知書(様式第8号)により、交付対象者等に通知するものとする。

（実績報告の提出）

第10条 交付対象者等は、補助事業の完了後20日を経過する日又は事業実施年度の3月31日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を農政公社に提出しなければならない。

- (1) 補助事業等実績報告書(様式第9号)
- (2) 事業の実施状況がわかる書類
- (3) 補助事業に係る収支決算書、領収書
- (4) その他農政公社が求める書類

（交付額の確定）

第11条 農政公社は、補助金の交付額の確定を行ったときは、次に掲げる書類により、速やかに交付対象者等に通知するものとする。

- (1) 補助金額確定通知書(様式第10号)
- (2) その他農政公社が必要と認める書類

（補助金の請求）

第12条 交付対象者等は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書(様式第11号)を農政公社が定める期日までに農政公社に提出しなければならない。

2 交付対象者は、補助金の受領委任を行う際は、受領委任状（様式第12号）を補助金請求時に農政公社に提出しなければならない。

3 前項の請求があったときは、農政公社は速やかに補助金を交付対象者等に支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第13条 農政公社は、補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかにその

旨を補助金交付決定取消通知書(様式第 13 号)により当該交付対象者等に通知するものとする。

2 農政公社は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(重複申請の制限)

第 14 条 同一年度内に、同一の事業対象者が本事業へ複数回申請することはできないものとする。

(導入機械等の管理)

第 15 条 事業対象者は本事業で導入する農業機械等について、適正な管理および効果的な利用に努めるものとする。また、農業機械共同利用補助タイプの実施主体は、グループ内で偏った利用がされないよう注意するものとする。

(補助金の返還)

第 16 条 申請書に虚偽の記載があった場合または当該年度内に第 3 条に定める事業対象者でなくなった場合は、補助金の全部もしくは一部を返還する。

(その他)

第 17 条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、農政公社が別に定める。

附 則 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。